第１号様式（第５第６項関係）

|  |
| --- |
| 北海道運輸局長 殿  宣　　誓　　書  　基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成９年９月１９日付け自技第１９３号)の第４第３項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。  　　　年　　月　　日  申請者の氏名又は名称  住 所 |

（日本産業規格Ａ列４番）

（参考）

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成９年９月19日付け自技第193号)

　第４第３項

申請者は、申請日前３ヶ月間（悪質な違反については６ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと（認定要領第９にかかる申請は除く。）。

（１）道路運送車両法に基づく保安基準緩和の認定の取消処分。

（２）貨物自動車運送事業法違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（貨物の運送の用に供する自動車の申請に限る。）。